

令和2年8月25日招集

## 第8回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

---

令和2年第8回狭山市農業委員会総会

---

令和2年8月25日(火曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
  - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
  - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (4) 議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
  - (2) その他
- 5 閉会 午後3時30分

---

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 8名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	松村享子

(本日の欠席推進委員 0名)

---

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二 主任 橋本邦彦

---

事務局 定時になりましたので、これより第8回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

・資料3 農地法第3、4、5条の規定による届出についてとなります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

事務局 それでは、これより第8回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、本日は所用により会長が欠席ですので、議長を会長職務代理にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長職務代理からご挨拶を頂戴いたします。

議長 (会長職務代理の挨拶)

事務局 ありがとうございました。それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

### 議 事

議長 只今から、第8回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、堀兼地区農地利用最適化推進委員の渡邊委員につきましては欠席の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号3番 諸口委員と4番 古谷委員にお願いいたします。

これより議案の審議を行います。

はじめに議案第1号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。

各地区推進委員の活動報告を、最後に事務局より農用地利用集積計画（案）について説明を求めます。

粕谷委員 雨が降らないですね。草も生えないですね。ある程度見回っていますがうなっている方も多いので草畑はないような状況です。全筆調査は2回行っていますが、提出期限までにはやりたいと思います。

議 長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 暑さが堪えておりまして、全筆調査はお盆前、お盆明けに車で回りましたが、9月に入ったらしっかり回りしたいと思います。先週金曜日自宅に電話があり、貸していた畑が返されたのだが誰かお願いできないかと電話がありました。ただ、農業委員会に電話をしたら、入曽には仲川さんという推進委員がいるからそちらに直接電話して下さいということで、電話がかかってきました。そして、農業委員だから何でも知っているでしょという感じでお話をされたのですが、順番があるのではないかと思います。25日に総会があるので、調べてお電話しますと答えましたが、事務局をまず通して、依頼されたくお願いします。

事務局 仲川委員さんのおっしゃる通りです。本来ならばそのようなご案内は行わないはずなのですが、一旦事務局で預かって、話さなければいけないということが行き届いておりませんで、大変申し訳ございませんでした。

議 長 茶畑の管理が不徹底で毛虫が出ていると連絡が入りました。農業委員だから連絡されたのでしょうが、農業振興課が担当なのではないかといいましたが、農業委員だから何もかも全てというわけではないので、皆様もお気を付けてください。防除については、農業委員会という問題でもないの、役割を説明できるようにしていただきたいと思います。

事務局 今回の件は荒地の苦情だと思います。事務局で現場を見て、状況に応じて肥培管理の通知を出しているのが現状です。個人の財産の管理は良心に訴えるしかないのですが、度々の通知にも応じない時は、事務局と地域の農業委員さんとともに、農地所有者のお宅を訪問をしています。もし、個人のお宅にそのような話がありましたら事務局のほうにさせていただくようアナウンスしていただけたらと思います。

議 長 続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。

山下委員 暑さの関係で、車から農地を見ることしかできなかったのですが、7月の長雨で草が酷かったところですが、農家がやっているところは耕作してきれいになっていました。農家でないところは例年どおり草畑になっています。全筆調査は9月に行いたいと思います。

議 長 続いて、堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 長雨の影響の草畑が、農家に関しましてはきれいになったと思います。ただ、荒地は木になっているところがあり、追って調査したいと思っています。事務局から一報いただきまして問題になっている農地は、近隣トラブルになるような蔓はまめに除去してくださいとお願いしました。

議 長 続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。

平本委員 一筆調査があるので、車で確認しました。暑さが厳しいので、来月に一筆調査を開始して月内に提出させていただきます。

議 長 次には柏原地区小谷野推進委員、お願いします。

小谷野委員 先日荒地調査をしまして、毎年同じ畑しか写真を撮っていないと感じました。

小谷野委員 隣近所の苦情のあった畑を見てきましたが、住宅地の隣の畑が荒地になっていて、どうしようかと思いました。来月に畑の見回りと、写真を撮りたいと思います。

議 長 次に水富地区松村推進委員、お願いします。

松村委員 広瀬地区、笹井地区を一回りしましたが、依然変わらずな所と、耕耘して家庭菜園等きれいにしているところも見受けられました。広瀬地区で茶畑をきれいに管理していた方の家ですが、お父さんが亡くなり、長男は母の介護をするようになり、茶畑が人の背丈以上の草になってしまった事を残念に思います。これからは、悪条件が重なると、今まできれいだっただころも見違えるようなひどさになることがとても残念に思います。

議 長 次に、農地利用集積計画について、各地区より説明を求めます。はじめに堀兼地区山下推進委員、お願いします。

山下委員 更新ということで適切に処理されていて、借り手も農業を一生懸命やっていて問題ないと思います。

事務局 担当委員が渡邊推進委員ということで今日欠席ですので、事務局からご説明させていただきます。面積は約1反、賃貸借権での更新です。受け手は平成30年9月10日に認定農業者になっています。特に問題はないと思っています。

平本委員 面積が330㎡、3年更新で、対価は米の現物です。娘さんも後継者として草刈りをやっているの期待しています。問題ないと思います。

事務局 4番は中間管理事業の案件となりますので、事務局から説明させていただきます。設定者は越生町に居住しています。設定を受けるのは農林公社になります。面積は1,666㎡で、新規、賃貸借権となります。柏原地内で中間管理事業で貸し借りしている農地は1反当たり5,000円というのが取り決めなので、その賃料が発生します。この後は、公社からヤオコーに貸すことになっています。

議 長 4件の報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。

落合委員 4件の話ではありませんが、利用権設定で我が家も3haくらい農地を借りています。耕作料の1反5,000円とか、物納等ありますが、これが「狭山はいくら」と決まっていたらとても楽なのですが考えていただけないでしょうか。

事務局 確かに、ある程度のものさしがあるとわかりやすいというのは理解できます。以前は、田も畑も1反、賃料1万円というのが慣例としてありました。それが近年の農業離れといえますか、高齢化といえますか、貸し借りについても値崩れが起きているのが現状です。中間管理事業は5,000円というルールがありますが、灌水のある所、無い所、昔から借りている所、条件が様々な中で一律いくらというのが示せず、難しいところがあります。狭山市の貸し借りの状況を精査研究するのもいいかなと思いますのでお時間いただきたくお願いします。

議 長 昨年度、私の両隣の農地は、10a1万円で貸借していました。会社と地権者

議 長 で決めた値段で、狭山では最高額でないかと思いました。ちなみに、農地そのものは差し上げるので登記は自分たちでしてくれというような時代に入ってきている段階で、ある程度の値段は決めておかないと、これから増えていくと思います。

議 長 質疑等はございますか。

(質疑なし)

無いようです。引き続き、宜しくお願いいたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員 議案番号2整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字本開58の1他1筆、地目は畑、地積は合計302㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件を許可とするか、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。

議長 挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。  
次に、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。  
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。  
申請地は狭山市柏原字御所の内2428番の7、地目は畑、地積は合計289  
㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい  
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕  
起中です。転用目的は、自己用住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照くださ  
い。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。  
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いい  
たします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑等、無いようですので、本件は許可が妥当か否かを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて」を  
議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 今回亡くなったのが買取申出事由になります。今回の申請にあたっては、遺産  
分割協議と相続登記が完了していないので、法定相続人4名からの申出という  
形をとらせていただいています。令和2年6月3日死亡が確認されています。

事務局 生産緑地に係る農業の主たる従事者については、死亡か故障か30年経過する以外には生産緑地を他の用途に変えることはできません。

議長 説明が終わりました。  
質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『証明』します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。

農地法第3条届出は6件、全て相続によるもの。堀兼の案件については、あっせん希望ですが、当該地そばに規模拡大を望む方がいましたら、農業委員会までご連絡ください。

続きまして農地法第4条は2件、農地法第5条も2件の届出です。

議長 説明が終わりました。  
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、次に「その他」について、事務局からは何かありますか。

事務局 特にありません。

議長 委員から何かありますか。

(質疑なし)

無いようですので、これをもちまして、第8回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。